令和4年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日(木)、夏のボーナス(令和4年6月期の期末・勤勉手当)が支給されます。一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平均支給額(成績標準者)は、約584.800円です。

今回のボーナス支給額は、本年4月の給与法改正により、昨年の人事院勧告に基づいた 支給月数の引下げ改定のほか、昨年度分の引下げ相当額を合わせて減額調整することとし ています。具体的には、以下のように計算されます。

支給額 = 給与額① × 支給月数② - 令和3年度引下げ相当額③ (俸給+扶養手当+地域手当等) (2.12月) (令和3年12月期期末手当の0.15月分)

- ① 平均給与額 約296,900円 (昨年約301,200円)職員の平均年齢の低下(昨年34.6歳→34.2歳)等により減少
- ② 支給月数 2. 12月(昨年6月:2.195月。昨年6月に比べ▲0.075月)昨年8月の人事院勧告に基づく本年4月の給与法改正により、支給月数が0.075月引下げ
- ③ 令和3年度引下げ相当額 ▲約44,500円本年4月の給与法改正により、昨年8月の人事院勧告に基づいた昨年12月のボーナスの引下げ相当額(▲0.15月分)を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整
- (注) 平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(令和3年国家公務員給与等実態調査(人事院))による。

これらにより、本年の夏のボーナスの平均支給額は、昨年同期より、約76,300円 (約11.5%)減少しています。

(参考) 主な特別職の令和4年6月期の期末手当の支給額の試算例

支給額 返納後の額⇔ 内閣総理大臣 約518万円 約363万円 国務大臣 約378万円 約302万円 約293万円 約223万円 最高裁長官 約518万円 衆・参両院議長 約480万円 国 会 議 員 約286万円

- ※ 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支 給されず、期末手当(支給月数1.625月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長 クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算してい ます。)。
- ※ 本年6月の期末手当は、昨年12月に期末手当を支給された者については、一般職の幹部職員 (指定職職員)と同様に令和3年度引下げ相当額(▲O. 1月分)が減額されます。 上記の支給額は、令和3年6月2日以降継続して在職したものとして試算したものです。 岸田内閣総理大臣は、令和3年10月4日就任で上記の場合と引下げ相当額が異なるため、本年 6月の支給額は約529万円、返納後は約366万円となります。
 - (注) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和3年12月24日の閣僚懇談会において、「国会議員について令和4年1月より歳費月額の減額が行われることから、当該措置が行われている間、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額に加えて、歳費減額分に相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、返納後の額とは、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:野原、田中、多田特別職担当:三澤、小嶋、三宅

電 話:(直通) 03-6257-3759